

迎賓館使用要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公益財団法人福島県観光物産交流協会（以下「協会」という。）が「迎賓館等管理業務委託契約書」に基づき、「県民の保健増進と本県観光の振興」を図るため、文化団体等が作品展示会等の会場として迎賓館又は迎賓館庭園（以下「迎賓館等」という。）を使用することに関し、必要な事項を定める。

(使用場所)

第2条 使用場所は、次のとおりとする。なお、用途により使用範囲を限定する。

- (1) 迎賓館館内（松の間、梅の間、御待所）
- (2) 迎賓館庭園

(使用内容)

第3条 迎賓館等を使用できる内容は、第1条の趣旨に沿うもので迎賓館の雰囲気に対応し、かつその施設の魅力を高めるものとする。なお、主な内容は次のとおりとする。

- (1) 展覧会、作品等の展示
- (2) コンサート、発表会等
- (3) 各種教室、講座等

(使用期間等)

第4条 使用期間及び使用時間は、下記のとおりとする。使用日については、あらかじめ使用を希望する者が協会に共催の申請をし、協会が承認した日とする。

- (1) 迎賓館および迎賓館庭園
特別公開日の日に限る。午前9時00分から午後4時00分まで。
- (2) 連続して使用できる日数（設営、撤収日を含む。）
 - ① 展覧会、作品等の展示 最長14日まで
 - ② コンサート、発表会等 最長3日まで
 - ③ 各種教室、講座等 最長3日まで

(使用料等)

第5条 使用料は無料とする。ただし、イベント等の実施に伴う経費及び事故損害賠償等の責任については、使用団体等の負担とする。

(使用に係る共催の申請、承認)

第6条 迎賓館等の使用を希望する者は、迎賓館共催申請書（第1号様式）を協会に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 協会は、前項の規定による申請があった場合において、迎賓館等が使用可能であると認めるときは、当該申請をした者に対し別紙（第1号様式）により共催の承認を行う。
- 3 共催の承認については、原則として申請書の提出順とする。

4 共催の申請は、迎賓館等を使用する日の年の4月1日から受け付けるものとする。
ただし、協会が自主事業イベント等を予定している日は除く。

5 共催の承認を受けたもの（以下「使用者」という。）は、迎賓館等の使用の際、共催承認書を提示しなければならない。

（共催承認の制限）

第7条 協会は、前条第1項の共催申請書の提出があった場合において、迎賓館等の使用を希望する者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、承認しないものとする。

- (1) 第1条の趣旨に合わないもの。
- (2) 営利目的又は政治活動、宗教活動に関連する目的での使用。
- (3) 施設、設備、備品等を損傷する恐れがある。
- (4) 他の利用者（入館者）に危害又は迷惑を及ぼす恐れがある。
- (5) その他、施設等の管理運営上支障がある。

（使用の変更、中止）

第8条 使用者は、使用日時等承認を受けた事項に変更のある場合又は迎賓館等の使用を中止する場合は、すみやかに協会に届け出なければならない。

（共催承認の取り消し等）

第9条 協会は承認を得た団体又は個人が、下記の場合、共催承認の取り消し又は催事等の中止させることができる。なお、共催承認を取り消されたときは、速やかに原状に戻し、職員の確認を得る。

- (1) この要領に反し、又は協会職員の指示に従わないとき。
- (2) 承認された内容と異なる使用をしたとき。
- (3) その他、施設等の管理運営上やむを得ない理由があるとき。

（使用上の遵守事項）

第10条 使用者は、使用にあたり迎賓館が国指定重要文化財であることを認識し、その趣旨を尊重するとともに、下記事項を遵守しなければならない。

- (1) 施設、設備、備品等を損傷しない。
- (2) 物品を販売し、又は頒布しない。
- (3) 他の利用者（入館者）に危害又は迷惑を及ぼす行為をしない。
- (4) 火気は使用しない。
- (5) 決められた場所以外での喫煙、飲食はしない。ただし、茶道の茶菓等についてはこの限りではない。
- (6) 車での搬入、搬出等の庭園内乗り入れについては、必ず職員の指示に従う。
- (7) 使用後の清掃と原状回復、ゴミの持ち帰り。
- (8) その他、使用にあたって職員の指示に従う。

（損害賠償等）

第11条 故意又は過失により、迎賓館等の施設、設備、備品等を滅失し、又は毀損した者は、その損害を賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。

(免責)

第12条 使用者の所有物及び展示物などの盗難、汚損、毀損、滅失については、協会はその責めを負わない。

(疑義等の決定)

第13条 この要領に定めのない事項又は疑義が生じた場合には、その都度協議して決定するものとする。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が定める。

附則

この要領は、平成24年10月1日から施行する。

附則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成26年7月9日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。